

## 第1 目的

この要領は、高速自動車国道北陸自動車道(以下「高速国道」という。)における消防および救急業務(以下「消防業務」という。)の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害とは、消防業務の執行を必要とする災害及び事故をいう。ただし、危険物、劇毒物等の単なる流出事故等、消防本来の業務に属しないものを除く。
- (2) 担当区域とは、武生インターチェンジと福井インターチェンジ間の高速国道区域における消防相互応援に関する他の消防機関との覚書(以下「覚書」という。)に基づき、鯖江・丹生消防組合の管轄区域に関係なく、災害が発生した場合に消防業務を担当する区域をいう。
- (3) 第1次担当区域とは、担当区域のうち災害を覚知した場合に直ちに出場する区域をいう。
- (4) 第2次担当区域とは、第1次担当区域の消防機関から応援要請があつた場合に出場する区域をいう。
- (5) 側道等とは、高速国道の築堤に沿い、又は高速国道と交差し、若しくは高速国道と平行して設けられた道路で、高速国道以外の道路をいう。
- (6) 消防隊等とは、消防隊、救急隊及び救助隊をいう。
- (7) 路上隊とは、現場活動にあたり高速国道上に位置する消防隊等をいう。
- (8) 側道隊とは、現場活動にあたり、側道等に位置する消防隊等をいう。

## 第3 適用範囲

この要領は、高速国道の次の部分において、発生した災害に適用する。

- (1) 車両通行路及び築堤部
- (2) インターチェンジ及びパーキングエリア敷地内。ただし、建築物及び工作物については一般災害の例による。

## 第4 消防隊等の出場の基準

- 1 高速国道において災害が発生した場合の、消防隊等の出場区分は、別表第1のとおりとする。ただし、消防長の特命があつたときは、この限りでない。
- 2 上記により出場する消防隊等の数は、原則として1隊とする。ただし、災害の規模により消防長が必要と認めたときはこの限りでない。

## 第5 応援要請の基準

高速国道の消防業務に関する他の消防機関への応援の要請は、次に掲げる場合に行うものとする。この場合において、応援を要請する消防機関の名称は、別表第1のとおりとする。

- (1) 他の災害活動に従事中のため担当区域への出場が不能の場合
- (2) 担当区域で発生した災害の規模が大であり、処理困難な場合

## 第6 指令室の処置

### 1 通報受信時の注意

- (1) 日本道路公団(以下「公団」という。)の専用電話以外の通信手段により、消防機関以外の者から災害の通報を受けたときは、直ちにその内容を公団の金沢交通管制室に通報し、交通規制等必要な措置をとらせること。
- (2) 第5に定める場合には、他の消防機関に対し出場を要請すること。

### 2 災害発生地を管轄する消防機関への通報

- (1) 第1次担当区域の災害発生地が鯖江・丹生消防組合の管轄に属しない地域である場合は、当該地域を管轄する消防機関に通報すること。
- (2) 第2次担当区域の災害を覚知したときは、当該区域を第1次担当区域とする消防機関へ通報すること。

### 3 指令用語

高速国道への上場指令は、その冒頭に「高速」を冠し次の例による。

- (1) 火災上場  
「高速火災指令、第1次担当区域、上り線(下り線)〇〇キロポスト付近、車両火災、消防隊上場せよ。」(反復)
- (2) 救急上場  
「高速救急指令、第1次担当区域、上り線(下り線)〇〇キロポスト付近、交通事故、救急隊上場せよ。」(反復)
- (3) 救助上場  
「高速救助指令、第1次担当区域、上り線(下り線)〇〇キロポスト付近、交通事故、救助隊上場せよ。」(反復)
- (4) 第1次担当区域以外への応援上場

「高速応援指令、〇〇消防担当区域、上り線(下り線)〇〇キロポスト付近、車両火災(交通事故)〇〇隊出場せよ。」(反復)

## 第7 通信の方法

高速国道の消防業務に関する通信の方法は、無線電話(消防波151.55MC、152.77MC、救急波147.76MC、143.76MC)によるものとする。

## 第8 現場活動の原則

### 1 活動の主体

高速国道の災害現場において路上隊と側道隊が同時に消防業務に従事する場合は、現場の主たる活動は路上隊がこれを行い、側道隊は路上隊と緊密な連けいを保ちその活動を支援するものとする。

### 2 現場指揮

- (1) 第1次担当区域に出場した場合は、当該地区を担当する消防機関の長
- (2) 第1次担当区域以外の区域に応援出場した場合は、当該地区を担当する消防機関の長の指揮の下に行動しなければならない。

### 3 医療機関の選定

高速国道において収容した被救護者は、進行方向直近インターチェンジ付近にある医療機関へ搬送するものとする。ただし、次の場合には、それぞれの場合に応じて定める医療機関へ搬送するものとする。

- (1) 警察官又は公団職員により高速国道の中央分離帯開口部が開放された場合。直近のインターチェンジ付近にある医療機関
- (2) 側道又はその付近において被救護者を収容した場合。収容地点の付近にある医療機関

## 第9 現場活動上の留意事項

### 1 消防隊等の隊員は、高速国道の災害現場においては、常に次の事項に留意し二次災害の防止に努めなければならない。

- (1) 交通の状況に注意し、安全を確認して行動すること。
- (2) 現場にある警察官及び公団職員と密接な連けいを保ち、次の場合には交通規制の実施その他必要な措置を求めること。
  - ア 現場活動の安全を期し難い場合
  - イ 災害発生地点の反対側路線内で活動しなければならない場合
  - ウ 高速国道の中央分離帯開口部の開放及び消防隊等の反対側路線への進行が必要な場合
  - エ その他必要と認める場合
- (3) やむを得ない場合のほか一般民に協力を求めないこと。

### 2 消防隊等の隊員は、高速国道において消防業務を処理するため必要があるときは、公団福井管理事務所に配置されているクレーン車及び水そう車の出動を求めることができる。

## 第10 火災原因等に関する調査

高速国道において発生した火災原因及び損害の調査ならびに救急及び救助事故の調査は、第1次担当区域の消防機関が実施する。ただし次の場合はその限りでない。

- (1) 第1次担当区域において発生した災害のうち、鯖江・丹生消防組合の管轄に属しない地域で発生した火災原因等の調査に長時間を要する見込みのときは、調査の実施を当該地域を管轄する消防機関に依頼することができる。
- (2) 第2次担当区域が、鯖江・丹生消防組合の管轄に属する地域の火災原因等の調査のため長時間を要し、第1次担当区域消防機関の長から依頼があつたときは、調査を実施する。

## 第11 調査結果の通知

高速国道において発生した災害にかかわる火災原因等の調査結果は、災害の発生地が鯖江・丹生消防組合の管轄地域外である場合には、当該地域を管轄する消防機関の長へ通知する。ただし、調査を担当した消防隊等が無線電話により直接通知できたときは、この限りでない。

## 第12 文書の区分

高速国道の消防業務に関する活動の記録及び報告書等には、上部右側に[高速]と朱書するものとする。

## 第13 高速国道警防計画

高速国道の警防計画は、おおむね次に掲げる事項について樹立するものとする。

### 1 高速国道の実態把握

- (1) 高速国道の施設及び側道の状況
- (2) 沿線消防水利の状況
- (3) 側道付近及び高速国道沿線の建物状況
- (4) インターチェンジ付近の救急医療機関の状況及び覚書を交換した他の消防機関との救急医療機関に関する相互連絡
- (5) その他必要と認める事項

### 2 活動上必要な事項

- (1) 出場経路の指定

- (2) 消防水利の使用計画
- (3) 救急医療機関の収容計画
- (4) 消防隊等の連けい活動計画
- (5) その他必要と認める事項

第14 料金所通過時の措置

消防業務のため高速国道に進入しようとする場合、料金所を通過するときは、[別表第2](#)に定める手続をとること。

附 則  
 この要領は、公布の日から施行する。  
 附 則(平成2年10月1日)  
 この要領は、公布の日から施行する。

別表第1

消防隊等の出場区分及び応援要請の消防機関

| 出場区域           |     | 担当区域の別  | 出場する消防隊等の所属 |    |    | 応援を要請する消防機関の名称 |
|----------------|-----|---------|-------------|----|----|----------------|
| 区間             | 路線  |         | 火災          | 救急 | 救助 |                |
| 鯖江I・C<br>福井I・C | 上り線 | 第2次担当区域 | 本署          | 本署 | 本署 | 福井地区消防組合消防本部   |
|                | 下り線 | 第1次担当区域 |             |    |    |                |
| 鯖江I・C<br>武生I・C | 上り線 | 第1次担当区域 |             |    |    | 南越消防組合消防本部     |
|                | 下り線 | 第2次担当区域 |             |    |    |                |

備考  
 1 上り線とは、敦賀方面への進行路線、下り線とは、金沢方面への進行路線をいう。  
 2 上表に掲げる消防機関以外の消防機関に対する応援の要請は、その都度消防長が指示する。

別表第2

料金所通過時の措置

| 方法                                                           |                  | 料金所に入るとき                   | 料金所を出るとき                                    | 備考             |
|--------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------|---------------------------------------------|----------------|
| 車両種別                                                         |                  |                            |                                             |                |
| 緊急自動車であるとき。                                                  |                  | 「無料通行券」を受けとる。              | 「無料通行券」を渡して出る。                              | 業務用通行証不用       |
| 上記以外の公務車両のとき。                                                | 「業務用通行証」によるとき。   | 「業務用通行証」を呈示し、無料通行券を受けとる。   | 「業務用通行証」及び無料通行券を渡し料金所員が確認後「業務用通行証」を受けとつて出る。 |                |
|                                                              | 「公務自動車証明書」によるとき。 | 「公務自動車証明書」を呈示して無料通行券を受けとる。 | 「公務自動車証明書」及び無料通行券を渡して出る。                    | 証明書1通につき使用1回限り |
| 「業務用通行証」とは、公団が発行する証票をいう。<br>「公務自動車証明書」とは、消防長が必要の都度発行する証票をいう。 |                  |                            |                                             |                |